

まちなか活性化イベント等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街又は商店街が他団体と連携して行う収益力向上及び賑わい創出を図るために行うイベント等の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「商店街」とは、別表に掲げるものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市民、観光客等を商店街へと誘導し、収益力向上及び賑わい創出を図るために商店街又は商店街と任意団体が連携して行う事業で、会頭が認めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 光熱水費
- (4) 印刷費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広報費
- (7) 手数料
- (8) 委託料
- (9) 使用料・借上料
- (10) イベント用備品・什器費
- (11) イベント損害保険料
- (12) その他会頭が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 交際費
- (2) 食糧費
- (3) 会議費

- (4) 旅費
- (5) 事業のみに使用することが判断できない経費
- (6) 謝礼

3 補助金の額は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) その他会頭が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、補助事業を実施する前に提出しなければならない。

4 申請は原則同一事業者につき2回までとする。

(補助金の概算払い)

第6条 会頭は、補助事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

(変更承認申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、飯能市がまちなか活性化イベント等補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会頭は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果飯能市まちなか活性化イベント等補助金計画変更等承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、会頭の要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関し、書面により通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業実績の写真
- (3) 収支報告書
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他会頭が必要と認める書類

(確定通知書の様式)

第10条 様式第6号により行うものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会頭が定める。

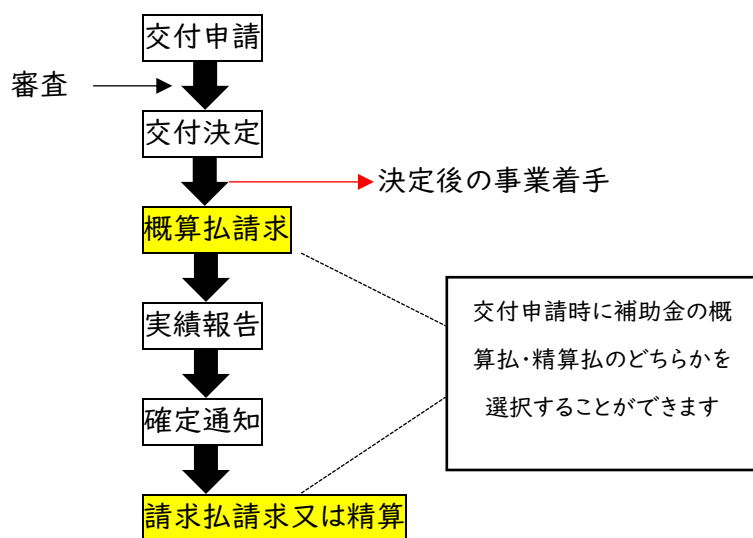
1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

商店街等

- 1 飯能市商店街連盟
- 2 飯能大通り商店街協同組合
- 3 協同組合飯能銀座商店街
- 4 飯能中央通り商店街協同組合
- 5 原町商店街
- 6 メイプル通り商店会
- 7 飯能東共栄会
- 8 飯能南口商店街

手続きの流れ



※交付決定後に事業に着手できます。交付決定前に実施した事業は補助対象外となりますのでご注意ください。

※申請時、実績報告時に審査があります。審査の結果、申請した事業が不採択となる場合があります。